

「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」 の改訂について

1 趣 旨

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき推進しているところである。

このたび、今年度の市町村との協議を踏まえ、移譲予定となる移譲事務を盛り込んで移譲計画を改訂した。

2 移譲予定となる事務・権限 ※印については、移譲対象を町村に拡大するもの(市へ移譲済み)。

区 分	昨年度決定 移 譲 事 務 (A)	移譲予定事務		移譲事務 合 計 (A+B)
		追加分(B)	拡大分※	
一律移譲方式対象事務	55	2	4	57
パッケージ方式対象事務	46	6	2	52
合 計	101	8	6	109

(1) 一律移譲方式対象事務 (6事務)

事 務 名	移譲(予定)年度		
	中核市	市	町村
農地転用(4ha以下)の許可	19		20※
農用地区域内における開発行為の許可	19		20※
地域密着型サービスとなる有料老人ホーム等の設置届出等			20
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホームの設置認可等			20
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等		19	20※
地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等		19	20※

(2) パッケージ方式対象事務 (8事務)

事 務 名	対象市町村・移譲予定年度
福祉事務所パッケージ (6事務)	西栗倉村(20年度)、美咲町(21年度)
専用水道パッケージ (2事務)※	鏡野町(20年度)、勝央町(21年度)

3 今後の進め方

12月 3日	12月定例会に特例条例改正案の上程(20年度移譲事務)
12月~3月	県民への周知、研修会開催、事務引継ぎ
20年4月~	20年度からの移譲事務の開始